

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンホライカイ		
法人名	社会福祉法人蓬萊会		
法人所在地	〒 771-1705		
	徳島県阿波市阿波町北整理1番地1		
フリガナ	キタオカヒロキ		
書類作成担当者	北岡博貴		
連絡先	電話番号	0883-63-6065	E-mail mima@horaikai.or.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,787,504	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,800,000	円	<input type="checkbox"/>
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	893,752	円	(90.00) % <input type="checkbox"/>
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	893,786	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	804,406	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	570,395	円	
うち、基本給等による改善の見込額	513,355	円	(90.00) %
(一月あたり)	256,678	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	323,391	円	
うち、基本給等による改善の見込額	291,051	円	(90.00) %
(一月あたり)	145,526	円	

【記入上の注意】

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 - I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	<input type="checkbox"/>
---	-------------------------------------	--------------------------

【記入上の注意】

- ・「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること算定要件を満たすこととする。
- ・ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	基本給	<input checked="" type="checkbox"/>	決まって毎月支払われる 手当(新設)	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)		
	上記以外 (必ず選択)	手当(新設)		手当(既存の 増額)	<input checked="" type="checkbox"/>	賞与	該当なし(全て基 本給等) その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)						
	<input type="checkbox"/>	就業規則の見直し	<input checked="" type="checkbox"/>	賃金規程の見直し	<input type="checkbox"/>	その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。						
【給与の構成】							
第3条 給与の構成は、次のとおりとする。							
給与—所定内給与—諸手当—処遇改善手当(新しく追加)							
給与—一時金—処遇改善支援補助金一時金(新しく追加)							
③ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情				
		実施しない					

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

<input checked="" type="checkbox"/>	令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る徳島県国民健康保険団体連合会から徳島県への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)		
<input checked="" type="checkbox"/>	計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。		
令和 6 年	4 月 12 日	法人名	社会福祉法人蓬莱会
代表者	職名	理事長	氏名 大塚忠廣

【記入上の注意】

- ・ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

別紙様式2-2(補助金) 介護職員処遇改善支障補助金計画書(施設・事業所別掲載)

提出先 徳島県

法人名	社会福祉法人蓮葉会	
介護職員処遇改善支障補助金額(算込額)の合計[円](c)	1,787,504	
うち、令和6年4-5月分の補助金額(算込額)の合計[円](f)	893,752	

【記入上の注意】
 ・処遇改善支障補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所、施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる資金改善等の要件を満たしていること。
 ・事業所の数が多く、1枚に収載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 ・介護職員処遇改善支障補助金のサービスマネジメント等を利用し、介護給付費等の積算請求を行っている事業所がある場合は、①の列で該当するもの「□」を付けること。
 ・補助金の支払は、原則として、関係団体に登録している介護給付費等の積算先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。
 ・そのため、積算先の希望を、②③の各々で1つずつ選択すること。具体的には、
 ・②の列で、①の積算先以外の事業所の積算先口座への積算を希望するが、
 ・別途、都道府県の指定する様式で法人、事業所の積算先口座情報等を都道府県に届け出た上で、③「□」を付けること。

通し番号	介護施設事業所番号	指定業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービス種別 (令和6年4月からの算定対象となる場合を含む)	1車位あたり介護報酬単位数 [単位](e)	交付率 (%)	交付対象期間(d)	介護職員処遇改善支障補助金の見込額(e) (a×b×c×d) [円]	①施設経営者費 (該当するものまでに「○」) [円]	②いずれか又は③に○ (全体で「□」のみ「○」)	
			都道府県	市区町村									②国保連合会 に支払っている 口座のうち、 希望	③選定事業者が ある場合、別 添付資料提出 の要
1	3671600017	徳島県	徳島県	阿波市	特別養護老人ホーム蓮葉荘	介護老人福祉施設	○	2,023,000	0.9%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	728,280	364,140	○	—
2	3671600017	徳島県	徳島県	阿波市	蓮葉荘短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	○	147,000	0.9%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	52,920	26,460	—	—
3	3671600017	徳島県	徳島県	阿波市	蓮葉会デイサービスセンター	通所介護	○	336,000	0.7%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	94,080	47,040	—	—
4	3671600017	阿波市	徳島県	阿波市	蓮葉会デイサービスセンター (通所型)	通所型サービス(総合事業)(独自)	○	31,000	10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	8,680	4,340	—	—
5	3671800385	徳島県	徳島県	美馬市	特別養護老人ホームケムケム ケアプラザみま	介護老人福祉施設	○	1,145,000	0.9%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	412,200	206,100	—	—
6	3671800385	徳島県	徳島県	美馬市	ケアプラザみま短期入所生活 介護	(介護予防)短期入所生活介護	○	340,000	0.9%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	122,400	61,200	—	—
7	3671800385	徳島県	徳島県	美馬市	蓮葉会デイサービスセンター みま(通所型)	通所介護	○	287,000	0.7%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	74,760	37,380	—	—
8	3671800385	美馬市	徳島県	美馬市	蓮葉会デイサービスセンター みま(通所型)	通所型サービス(総合事業)(独自)	○	98,000	0.7%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	27,440	13,720	—	—
9	3671800385	つるぎ町	徳島県	美馬市	蓮葉会デイサービスセンター みま(通所型)	通所型サービス(総合事業)(独自)	○	1,780	0.7%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	492	246	—	—
10	3671800385	吉野川市	徳島県	美馬市	蓮葉会デイサービスセンター みま(通所型)	通所型サービス(総合事業)(独自)	○	1,900	0.7%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	532	266	—	—
11	3671800385	美馬市	徳島県	美馬市	グループホームほらいらい	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	○	511,000	1.3%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	265,720	132,860	—	—
12							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
13							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
14							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
15							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
16							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
17							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
18							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
19							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
20							—		10.0%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン ホウライカイ			
法人名	社会福祉法人 蓬萊会			
法人所在地	〒 771-1705			
	徳島県阿波市阿波町北整理1-1			
フリガナ	オオツカ ケンスケ			
書類作成担当者	大塚 健輔			
連絡先	電話番号	042-713-3818	E-mail	careplaza-sagamihara@vesta.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,461,748	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,552,701	円	<input type="checkbox"/>
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i)介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	730,874	円	(88.01) % <input type="checkbox"/>
ii)賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	736,278	円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	643,240	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	569,720	円	
うち、基本給等による改善の見込額	497,320	円	(87.29) %
(一月あたり)	248,660	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	166,558	円	
うち、基本給等による改善の見込額	145,920	円	(87.61) %
(一月あたり)	72,960	円	

【記入上の注意】

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------

【記入上の注意】

- ・「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ・ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法



①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給	<input checked="" type="checkbox"/>	決まって毎月支払われる 手当(新設)	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)			
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)		手当(既存の 増額)	<input checked="" type="checkbox"/>	賞与	該当なし(全て基 本給等)	その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)								
			就業規則の見直し	<input checked="" type="checkbox"/>	賃金規程の見直し			その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。								
【給与の構成】第3条給与の構成は、次のとおりとする。給与、所定内給与、諸手当、処遇改善手当(新しく追加)給与、-処遇改善補助金一時金(新しく追加)									
③ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情						
		実施しない							

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。



確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書



- 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る神奈川県国民健康保険団体連合会から神奈川県への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)
- 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 4 月 2 日 法人名 社会福祉法人 蓬菜会
代表者 職名 理事長 氏名 大塚 忠廣

【記入上の注意】

- ・各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンホウライカイ			
法人名	社会福祉法人蓬萊会			
法人所在地	〒	771-1705		
	徳島県阿波市阿波町北整理1番地1			
フリガナ	マツナガ ヒロユキ			
書類作成担当者	松永 裕幸			
連絡先	電話番号	042-313-7518	E-mail	tama@horaikai.or.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,804,192	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,860,000	円	←
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	902,096	円	(103.09) % ←
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	930,000	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	930,000	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	610,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	610,000	円	(100.00) %
(一月あたり)	305,000	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	320,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	320,000	円	(100.00) %
(一月あたり)	160,000	円	

【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 - I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←
---	-------------------------------------	---

【記入上の注意】

- 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	基本給	✓	決まって毎月支払われる 手当(新設)	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)	
	上記以外 (必ず選択)	手当(新設)		手当(既存の 増額)	✓	賞与 該当なし(全て基 本給等) その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)					
	就業規則の見直し	✓	賃金規程の見直し	その他 ()		
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。					
【給与の構成】第3条 給与の構成は、次のとおりとする。給与—所定内給与—諸手当—処遇改善手当(新しく追加した。) 給与—一時金—処遇改善補助金一時金(新しく追加した。)						
③ベースアップの実施予定	✓	実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情			

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

✓	令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る東京都国民健康保険団体連合会から東京都への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)
✓	計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 6 年 4 月 15 日 法人名 <u>社会福祉法人蓬萊会</u> 代表者 職名 <u>理事長</u> 氏名 <u>大塚忠廣</u>	

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

【記入上の注意】
 ・施設名称支援助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能です。全体的補助金額以上となる資金改善等の条件を満たしていれば可。
 ・事業所の数が多く、1枚に収めきれない場合は、添付、行を追加すること。
 ・介護職員処遇改善支援助金計画書のサービスマニュアル、介護職員処遇改善計画書の提出期限は、①の期に該当するものには○を付けること。
 ・補助金の支払は、所定として、国庫金に充当している介護職員等の給与支払口座のうちのいずれかに、振り込まれること。法人ごとに振り込まれる。
 ・その他、提出先の希望、②の期の交付について交付されること。具体的には、
 ・①の期で、①の期に提出された事業所の施設名と口座番号の欄を空欄とするか、
 ・別添、都道府県の指定する様式で法人・事業所の施設名と口座番号を都道府県に提出すること。

法人名	社会福祉法人進業会
介護職員処遇改善支援助金(施設)の合計[円](a)	1,604,192
うち、令和6年4~6月の補助金額(施設)の合計[円](f)	902,096

通し番号	介護施設事業所番号	指定様態名	事業所の所在地		事業所名	サービスマ	サービス提供の単位数 【単位:人】	1単位あたりの単価(円)	支払単価(c)	交付対象期間(d)	介護職員処遇改善支援助金の総額(g) (a×b×c×d) 【円】	うち、令和6年4~6月の補助金の見込額(f) (fはa/2) 【円】	①の期に該当するものに○を付けること	②の期に該当するものに○を付けること
			都道府県	市区町村										
1	1375001482	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ ザたま	介護老人福祉施設	2,563,000	10,72	0.93	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	893,112	494,556	-	○
2	1375001486	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ ザたま	(介護予防)認知症高齢者生活介護	301,000	10,86	0.83	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	117,892	59,946	-	-
3	1375001490	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ ザたまボックス	介護老人福祉施設	948,000	10,72	0.93	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	373,568	186,784	-	-
4	1375001458	東京都	東京都	多摩市	特別養護老人ホームケアプラザ ザたまボックス	(介護予防)認知症高齢者生活介護	31,000	10,88	0.93	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	12,140	6,070	-	-
5	1375001508	東京都	東京都	多摩市	ケアハウスシャングリラとも	(介護予防)特定認知症高齢者生活介護	908,000	10,72	0.83	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	311,480	152,740	-	-
6								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
7								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
8								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
9								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
10								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
11								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
12								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
13								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
14								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
15								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
16								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
17								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
18								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
19								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-
20								10,00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-